



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
10月29日(金)  
号 外  
第 58 号

## 目 次

規 則	次
○栃木県規則の形式を左横書きに改正する規則の制定	2
告 示	次
○栃木県告示の形式を左横書きに改正する告示	3
訓 令	次
○栃木県訓令の形式を左横書きに改正する訓令の制定	5
教育委員会	
○栃木県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定	6
○栃木県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する告示	8
○栃木県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令の制定	9
選挙管理委員会	
○栃木県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示	10
人事委員会	
○栃木県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定	11
○栃木県人事委員会公印規程の形式を左横書きに改正する告示	12
○栃木県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令の制定	13
監 査 委 員	
○栃木県監査委員告示の形式を左横書きに改正する告示	14
○栃木県監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令の制定	14
公安委員会	
○栃木県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定	15
○栃木県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する告示	17
○栃木県公安委員会規程の形式を左横書きに改正する規程の制定	17
企 業 局	
○栃木県公営企業管理規程の形式を左横書きに改正する管理規程の制定	18
○栃木県公営企業財務規程による出納取扱金融機関の名称及び位置の形式を左横書きに改正する告示	19
○栃木県公営企業訓令の形式を左横書きに改正する訓令の制定	20
警 察 本 部	
○栃木県警察本部告示の形式を左横書きに改正する告示	22
○栃木県警察本部訓令の形式を左横書きに改正する訓令の制定	22
労 働 委 員 会	
○栃木県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示	24
○栃木県労働委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令の制定	25
収 用 委 員 会	
○栃木県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則の制定	25
○栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程の形式を左横書きに改正する告示	26
内水面漁場管理委員会	
○栃木県内水面漁場管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示	27

議 会

- 栃木県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則の制定…………… 28
- 栃木県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則の制定…………… 29
- 栃木県議会告示の形式を左横書きに改正する告示…………… 30
- 栃木県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令の制定…………… 30

規 則

栃木県規則第五十号

栃木県規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

一 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小教点を養す中点はピリオドに改めるものとする。）
十二 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十三 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十四 上欄	左欄
十五 下欄	右欄
十六 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ヨ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ヨ」又は「ヨ」
十七 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表十二の項から十五の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から十の項まで及び十二の項から十七の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

(文書学事課)

**告 示**

**栃木県告示第五百四十八号**

栃木県告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県告示の形式を左横書きに改正する告示**

(趣旨)

**第一条** この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示（縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
  - 二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。  
（用字及び用語の整理）

**第三条** 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
五 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
八 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
九 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を養す中点はピリオドに改めるものとする。）
十 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十一 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十二 上欄	左欄
十三 下欄	右欄

十四 よう音に用いる「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十五 促音に用いる「つ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」

- 2 前項の表十の項から十三の項までの規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から八の項まで及び十の項から十五の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

(文書学事課)

**訓 令**

**栃木県訓令第十四号**

本 庁  
出 先 機 関

栃木県訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県訓令の形式を左横書きに改正する訓令**

(趣旨)

**第一条** この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 1 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字

六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
九 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十 上欄	左欄
十一 下欄	右欄
十二 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十三 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表八の項から十一の項までの規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から六の項まで及び八の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適當でないとき、知事が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

(文書学事課)

**教育委員会**

**栃木県教育委員会規則第七号**

栃木県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

**栃木県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則**

(趣旨)

**第一条** この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
  - 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。  
（用字及び用語の整理）

**第三条** 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
五 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
六 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表 現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を養す中点はピリオドに改めるものとする。）
八 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
九 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十 上欄	左欄
十一 下欄	右欄
十二 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十三 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」

- 2 前項の表八の項から十一の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から六の項まで及び八の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないとき認められるときは、教育長が別に定めるところによる。  
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

栃木県教育委員会告示第十二号

栃木県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

栃木県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。  
(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 一条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
四 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
五 促音に用いる「つ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」

- 2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、教育長が別に定めるところによる。  
(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。



栃木県教育委員会訓令第5号

事務局  
県立学校  
学校以外の教育機関

栃木県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

栃木県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、条、別表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 別表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
四 別表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
五 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
六 促音に用いる「つ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、教育長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

(総務課)

# 選挙管理委員会

## 栃木県選挙管理委員会告示第四十五号

栃木県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

### 栃木県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

**第一条** この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 一 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表 現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
五 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
六 上欄	左欄
七 下欄	右欄
八 促音に用いる「つ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」

2 前項の表五の項から七の項までの規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、委員長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十五号

栃木県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

栃木県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。
2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

Table with 2 columns: Existing format (上欄) and Revised format (下欄). Rows include: 1. Chapter/Section/Article numbers (漢数字) to Arabic numerals; 2. Paragraph numbers (漢数字) to Arabic numerals in parentheses; 3. First-level sub-paragraphs (五十音順) to Roman letters; 4. Second-level sub-paragraphs (五十音順) to Roman letters; 5. Third-level sub-paragraphs (アルファベット順) to lowercase letters; 6. Table content sub-paragraphs (アラビア数字) to Arabic numerals; 7. Table content sub-paragraphs (アラビア数字) to Arabic numerals in parentheses; 8. General Han numerals (Arabic numerals) and specific cases like固有名词, 熟語, 数量, 順序, 現がみられないもの, 数の単位.

(五) 一の項及び二の項に定めるもの	
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十四 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表九の項から十二の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から七の項まで及び九の項から十四の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

**栃木県人事委員会告示第一号**

栃木県人事委員会公印規程の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

**栃木県人事委員会公印規程の形式を左横書きに改正する告示**

(趣旨)

**第一条** この規程は、栃木県人事委員会公印規程(昭和二十六年栃木県人事委員会告示第一号。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

1 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている別表については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの	アラビア数字

- (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの
- (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）
- (五) 一の項に定めるもの

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。  
 (委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

**栃木県人事委員会訓令第一号**

栃木県人事委員会事務局

栃木県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

**栃木県人事委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令**

(趣旨)

**第一条** この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

2 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

1 一条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。  
 (委任)

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

# 監査州員

## 栃木県監査委員告示第九号

栃木県監査委員告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県監査委員

### 栃木県監査委員告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

**第一条** この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、別表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字

2 前項の規定によることが適当でないとき、事務局長が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

## 栃木県監査委員訓令第一号

栃木県監査委員事務局

栃木県監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県監査委員

### 栃木県監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

**第一条** この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

**第二条** 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
  - 二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

**第三条** 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表 現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字

- 2 前項の規定によることが適当でない認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。
- （委任）

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

**公安委員会**

**栃木県公安委員会規則第六号**

栃木県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

**栃木県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則**

（趣旨）

**第一条** この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

**第二条** 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
  - 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
六 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表 (四) 現がみられないもの (五) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (六) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を養す中点はピリオドに改めるものとする。）
七 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
八 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
九 上欄	左欄
十 下欄	右欄
十一 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十二 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

- 2 前項の表七の項から十の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から五の項まで及び七の項から十二の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適當でないとき、認められるときは、警察本部長が別に定めるところによる。  
 （委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。



栃木県公安委員会告示第五十一号

栃木県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 1 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
三 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項に定めるもの	アラビア数字

2 前項の規定によることが適当でないとき、警察本部長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

栃木県公安委員会規程第二号

栃木県公安委員会規程の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県公安委員会規程の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公表されている規程(以下「既存規程」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程(以下「改正後規程」という。)における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。
- 1 改正後規程における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規程における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。  
(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存規程中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表理がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
四 促音に用いる「つ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」

2 前項の規定によることが適当でない認められるときは、警察本部長が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

**企 業 局**

**栃木県公営企業管理規程第三号**

栃木県公営企業管理規程の形式を左横書きに改正する管理規程を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県公営企業管理規程の形式を左横書きに改正する管理規程**

(趣旨)

**第一条** この管理規程は、この管理規程の施行の際現に公布されている管理規程(以下「既存管理規程」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存管理規程の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存管理規程における右方はこの管理規程による改正後の既存管理規程(以下「改正後管理規程」という。)における上方とし、既存管理規程における上方は改正後管理規程における左方とする。

一 改正後管理規程における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存管理規程における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存管理規程において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存管理規程中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節及び条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
五 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
六 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
七 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
八 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
九 上欄	左欄
十 下欄	右欄
十一 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十二 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表七の項から十の項までの規定は、既存管理規程において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から五の項まで及び七の項から十二の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないとき認められるときは、管理者の権限を行う知事が別に定めるところによる。

（委任）

**第四条** この管理規程に定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、管理者の権限を行う知事が別に定める。

**附 則**

この管理規程は、令和三年十一月一日から施行する。

**栃木県公営企業告示第一号**

栃木県公営企業財務規程による出納取扱金融機関の名称及び位置の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業財務規程による出納取扱金融機関の名称及び位置の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第一条 この規程は、栃木県公営企業財務規程による出納取扱金融機関の名称及び位置（昭和三十二年栃木県電気事業告示第一号。以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

<p>漢数字（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの</p> <p>(二) 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>(三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表</p> <p>(四) 現がみられないもの</p> <p>数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。）</p>	<p>アラビア数字</p>
--	---------------

2 前項の規定によることが適当でない認められるときは、管理者の権限を行う知事が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者の権限を行う知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

栃木県公営企業訓令第五号

本 庁  
発電管理事務所  
水道事務所

栃木県公営企業訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公営企業訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- 二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節及び条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 別表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
六 別表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 別表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
八 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
九 上欄	左欄
十 下欄	右欄
十一 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ツ」

2 前項の表三の項から七の項まで及び九の項から十一の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適當でないとき認められるときは、管理者の権限を行う知事が別に定めるところによる。

（委任）

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、管理者の権限を行う知事が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

（経営企画課）

栃木県警察本部告示第一号

栃木県警察本部告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県警察本部長 野井 祐一

栃木県警察本部告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 1 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、警察本部長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

栃木県警察本部訓令甲第三号

栃木県警察本部訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県警察本部長 野井 祐一

栃木県警察本部訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上

方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

- 1 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

**第三条** 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表 現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
十 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十一 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十二 上欄	左欄
十三 下欄	右欄
十四 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」

又は「ヨ」	「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十五 促音に用いる「つ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」

- 2 前項の表十の項から十三の項までの規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- 3 第二項の表三の項から八の項まで及び十の項から十五の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適當でないとき認められるときは、警察本部長が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

**労働委員会**

**栃木県労働委員会告示第三号**

栃木県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

**栃木県労働委員会告示の形式を左横書きに改正する告示**

(趣旨)

**第一条** この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 1 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。  
(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

1 条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
1 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字



2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

**栃木県労働委員会訓令第1号**

栃木県労働委員会事務局

栃木県労働委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

**栃木県労働委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令**

(趣旨)

**第一条** この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

1 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
四 促音に用いる「っ」	「つ」

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、事務局長が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

**収 用 規 則 令**

**栃木県収用委員会規則第2号**

栃木県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

**栃木県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則**

(趣旨)

**第一条** この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
  - 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、別表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表理がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
五 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ツ」

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、会長が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

**栃木県収用委員会告示第二号**

栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県収用委員会会長 増 子 孝 徳

**栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程の形式を左横書きに改正する告示**

(趣旨)

**第一条** この規程は、栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程(昭和五十七年栃木県収用委員会告示第一号。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 1 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

1 一条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
11 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
四 促音に用いる「つ」又は「ッ」	それぞれ「つ」又は「ッ」

- 2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、会長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第一号

栃木県内水面漁場管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 吉 沢 崇

栃木県内水面漁場管理委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 1 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

1 一条及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
------------------------	--------

二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
五 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の規定によることが適当でないとき、会長が別に定めるところによる。  
(委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

**議 令**

**栃木県議会規則第四号**

栃木県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県議会議長 阿 部 寿 一

**栃木県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則**

(趣旨)

**第一条** この規則は、栃木県議会会議規則（昭和三十七年栃木県議会規則第一号。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。  
(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章及び条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表	アラビア数字

(四) 現が見られないもの 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	
四 促音に用いる「つ」	「つ」

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、議長が別に定めるところによる。  
 (委任)

**第四条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

**栃木県議会規則第五号**

栃木県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県議会議長 阿 部 寿 一

**栃木県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則**

(趣旨)

**第一条** この規則は、栃木県議会傍聴規則（昭和四十五年栃木県議会規則第四号。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

1 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 一条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字（次に掲げるものを除く。） (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表 現が見られないもの (四) 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
四 促音に用いる「つ」又は「ツ」	それぞれ「つ」又は「ツ」

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、議長が別に定めるところによる。  
 (委任)

**第四条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

**栃木県議会告示第二号**

栃木県議会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県議会議長 阿部 寿一

**栃木県議会告示の形式を左横書きに改正する告示**

(趣旨)

**第一条** この規程は、この規程の施行の際現に公表されている告示(以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

**第二条** 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 1 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 1 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章及び条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、議長が別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和三年十一月一日から施行する。

**栃木県議会訓令第一号**

議会事務局

栃木県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県議会議長 阿部 寿一

**栃木県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令**

(趣旨)

**第一条** この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左

横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
(形式の変更)

**第二条** 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
  - 二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

**第三条** 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(次に掲げるものを除く。) (一) 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの (二) 熟語の一部として用いられているもの (三) 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (四) 数の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) (五) 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字
四 促音に用いる「っ」	「つ」

- 2 前項の規定によることが適当でないと思われるときは、別に定めるところによる。

(委任)

**第四条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。